

# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定  
19生産第9424号  
平成20年3月31日  
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和○年○月○日付け ○農振第○○○○号

## 第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業：別記5
- 6 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記6

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表1に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱別表1の事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める協議会等とは、要綱別表1の事業内容欄の1の(1)から(3)まで及び(6)から(8)までの取組にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であつて、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業内容欄の1の(4)の取組にあつては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している協議会とし、事業内容欄の1の(5)及び(9)から(11)までの取組にあつては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、

地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (2) 要綱別表1の事業内容欄の2の(1)、(3)及び(4)の取組にあつては、①協議会又は②その構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について(1)の協議会と同程度の体制を有しているもの（以下「協議会構成員」という。）とし、事業内容欄の2の(2)の取組にあつては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。
- (3) コンソーシアムのうち、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画に基づき事業を実施するコンソーシアムにあつては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された者とする。

#### 4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 5 コンソーシアムの要件

コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。
- (4) 要綱別表1の事業内容欄の1の(5)の取組を実施することとし、併せて、事業内容欄の1の(7)から(9)まで及び事業内容欄の2の(2)の取組を実施することができるものとする。

#### 6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

## 7 費用対効果分析

要綱別表1の採択要件の欄の5の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

## 8 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

## 9 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

# 第2 事業の内容等

## 1 事業の内容（要綱別表1関係）

(1) 事業内容欄の1の(1)の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体

## 制の整備

- イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
  - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
  - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
  - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。
- (7) 事業内容欄の1の(1)の⑦の「ICT等新技術の活用」については、市町村が作成する被害防止計画に定める獣種を対象とし、被害低減に確実に結びつくICT（情報通信技術）等機材を活用した生息状況調査、捕獲活動、追い払い、侵入防止及び生息環境管理の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (8) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。

なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

- (9) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。
- (10) 事業内容欄の1の(3)の「ICT等新技術実証」については、ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。
- (11) 事業内容欄の1の(4)の「農業者団体等民間団体被害防止活動」については、農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。
- (12) 事業内容欄の1の(5)「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上  
捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。
- イ 流通・消費者等との連携  
流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。
- ウ ジビエ商品の開発、意向調査  
地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。
- エ 販路開拓  
ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。
- オ 衛生管理認証の取得  
国産ジビエ認証等の衛生管理認証を取得できるものとする。
- (13) 事業内容欄の1の(6)「鳥獣被害対策実施隊体制強化」については、野生鳥獣の捕獲活動の強化のため、市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊の隊員等が捕獲活動の経験の浅い実施隊員等に対し、OJT研修を実施できるものとする。
- (14) 事業内容欄の1の(7)「捕獲サポート体制の構築」については、市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織（以下「サポート隊」という。）を設置する場合において、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア サポート隊の作業内容に係る研修、会議等
- イ サポート隊が実施する以下の取組
- ① わなの見廻り及び給餌作業等の捕獲活動に係る補助的作業
  - ② 追上げ及び追払い等の被害防除に係る補助的作業
- (15) 事業内容欄の1の(8)「重点捕獲対策強化」については、シカ・イノシ

シの捕獲の更なる向上を推進するため、原則として、シカ・イノシシ（幼獣を除く。）の過去5か年度の上半期（4月から9月まで）の有害捕獲頭数のうち、最大と最小となる年度の捕獲頭数を除いた平均捕獲頭数と比較した捕獲実績（増加頭数及び増加率）（令和3年4月から9月まで）において、都道府県が選定する市町村が関連する協議会において、実施内容欄の1の（1）から（4）まで、（6）及び（7）の取組を実施できるものとする。

(16) 事業内容欄の1の（9）「処理加工施設の人材育成」については、処理加工施設における新たな担い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員に対し、自らの処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や解体技術の実習、経営ノウハウの習得等を図るOJT研修を実施できるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施できるものとする。

(17) 事業内容欄の1の（10）「ICTの活用による情報管理の効率化」については、ICTの活用により捕獲から処理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施できるものとする。

(18) 事業内容欄の1の（11）「放射性物質影響地域のジビエ利活用推進」については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。

(19) 事業内容欄の2の（1）の①の「新規整備」及び②の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備するものとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。

(参照URL : <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/denkisaku.html>)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえ、適切に行うものとする。

(20) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

(21) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

## 2 交付対象経費

推進事業の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

## 3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

## 4 留意事項

(1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。



- (2) 本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「GL」という。）において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

### 第3 交付率

- 1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑦までの取組に要する経費については1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。

ア 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は500千円以内とする。

イ 捕獲の有資格者が1名以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。

ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。

エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。

オ 事業内容欄の1の(1)の⑤の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に1,000千円以内を加算できるものとする。

カ 事業内容欄の1の(1)の⑥の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施する者一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

キ 事業内容欄の1の(1)の⑦の取組に要する経費については、上記アからエまでの限度額に2,000千円以内を加算できるものとする。

- (2) 広域連携型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり1の(1)のア、イ、ウ、エの額に200千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

る。

- (3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の交付を受けたことのない事業実施主体においては、(1) 又は (2) に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組に要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内(1の(1)のイの場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内(1の(1)のイの場合は3,200千円以内)の定額交付を受けることができるものとする。

なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり1の(1)のイ、ウ、エの額に500千円を加算した額以内を限度額として定額交付できるものとする。

- 2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において農村振興局長が別に定める上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	119
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	88
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19

注1:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ5以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目

幅5cm以下、φ1.6以上とする。

(2) くくりわな

1基当たり16千円とする。

(3) 囲いわな

1㎡当たり31千円とする。

3 要綱別表1の交付率欄1の推進事業における農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価（消費税を除く。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模緩衝帯整備導入

1ha当たり480千円とする。

(2) 誘導捕獲柵わな導入

1㎡当たり31千円とする。

4 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるICT等新技术実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

(2) 広域連携型にあつては、1市町村当たり1,100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

5 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額は、1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

6 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組については、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設当たり350千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

7 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める鳥獣被害対策実施隊体制強化については、1市町村当たり2,000千円以内（1ヶ月の上限200千円）を限度額として定額交付できるものとする。

8 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構築における限度額は、次のとおりとする。

(1) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が40名以上となる市町村

にあつては、1市町村当たり1,000千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

(2) サポート隊における狩猟免許を保有しない構成員が80名以上となる市町村にあつては、1市町村当たり2,400千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

9 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める重点捕獲対策強化については、イノシシ・シカ（幼獣を除く。）の捕獲頭数の状況（増加数、増加率）に応じて、1市町村当たりの限度額として、次に掲げるとおり定額交付できるものとする。

(1) 同一都道府県内における捕獲頭数の増加数が最も多い市町村から順に1市町村当たり300千円、200千円、100千円以内を限度額として市町村に対して定額交付できるものとする。

(2) 同一都道府県内における捕獲頭数の増加率が最も大きい市町村から順に1市町村当たり300千円、200千円、100千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

(3) (1) 及び (2) は重複して支援を受けることはできないものとし、重複した場合の取扱いとしては、(1) 及び (2) のうちより大きい限度額を優先するものとする。この場合において、更に限度額が同額の場合は(1)を優先する。また、重複した場合は次点の市町村に対して限度額として定額交付できるものとする。

(4) 北海道においては、地形条件等を考慮し、道内を4区分した区域を、(1) 及び (2) にいう同一都府県と同等とする。

10 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める処理加工施設の人材育成については、1施設当たり1,920千円（1ヶ月の上限160千円）以内を限度額として定額交付できるものとする。

11 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定めるICTの活用による情報管理の効率化については、1市町村当たり3,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

12 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める放射性物質影響地域のジビエ利活用推進については、1市町村当たり1,500千円以内を限度額として定額交付できるものとする。

13 事業実施主体がコンソーシアムの場合の要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における農村振興局長が別に定める限度額は、上記6、10、11、12によるものとするが、参画する市町村数に関わらず、定額交付できる限度額は、1コンソーシアム当たり10,000千円以内とする。

14 要綱別表1の交付率の欄の2の整備事業における農村振興局長が別に定める  
 上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 （パネル状）	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 （パネル状）	1,950	4,530

イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	25	225
	ネット柵	192	1,612
イノシシ	金網柵 （ロール状）	296	2,726

	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	192	1,612
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	430	3,710
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	286	2,426

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1の(19)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

## (2) 処理加工施設の上限単価

	上限単価(万円/㎡)
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	38.1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

#### 15 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2、3及び8の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

16 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

### 第4 事業の実施等の手続

#### 1 事業実施計画の作成等

(1) 要綱別記1の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表1の1推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。

なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に替えて、別表1の1整備事業（再編整備）に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

(2) 要綱別記1の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。

(3) 要綱別記1の第1の3の提出、同4の農村振興局長が別に定める協議及び同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認については別記様式第9号により行うものとする。

(4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2の①に定めるところによるものとする。

(5) 要綱別表の事業種類欄の1に定める事業種類の事業内容欄の1の(9)「処理加工施設の人材育成」の実施にあたっての留意事項は別表2の②に定めるところによるものとする。

#### 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

#### 3 事業の着手

事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

#### 4 管理運営

##### (1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

##### (2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難しい場合、本事業の実施地域の団体であつて、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

##### (3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

#### 5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。
- 3 要綱別記1の第5の2の農村振興局長が別に定める通知は、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について（平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知）とする。



## 第6 事業の評価

### 1 事業評価

- (1) 要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の評価及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。

### 2 改善計画

- (1) 要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

## 第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

## 第8 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画・近隣市町村等との連携</li> <li>3 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要</li> <li>4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</li> <li>5 捕獲機材の導入に係る事項 既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲機材の規格（幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等） 捕獲目標頭数、捕獲機材の維持管理体制</li> </ol>
整備事業（新規整備）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</li> <li>3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</li> <li>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目</li> <li>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</li> </ol>
整備事業（再編整備）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村</li> </ol>

	<p>等との連携</p> <p>3 再編整備を取り組む場合の項目  既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術活用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、費用対効果分析、経済性の評価</p> <p>注 再編整備計画については、（別添）再編整備計画書を参考とする。</p>
--	--

## 2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</li> <li>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</li> <li>3 事業内容に係る項目 有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵わな導入、ICT等新技術実証、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数）並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</li> <li>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</li> <li>5 捕獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績</li> </ol>
整備事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</li> <li>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</li> <li>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与（鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記）、ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・ICT 新技術活用・大規模緩衝</li> </ol>

	帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技术実証・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組・鳥獣被害対策実施隊体制強化・捕獲サポート体制の構築・重点捕獲対策強化・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用推進・鳥獣被害防止対策促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況
--	---

### 3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

## 再編整備計画書

## 1. 事業実施主体等に係る項目

## (1) 事業実施主体

--

## (2) 構成市町村

--

## (3) 事業の目的

--

## 2. 被害防止計画の作成状況等

## (1) 被害防止計画の作成状況

--

## (2) 他計画との連携

--

## (3) 近隣市町村等との連携

--

## 3. 再編整備計画等

## (1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況

## (2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
				円	円	円	円	円	

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

## (3) 再編整備計画図

--

## 4. 他の取組及び事業等との連携

--

## 5. 利用計画

--

## 6. 維持管理

--

## 7. 一体的に整備する捕獲機材の内容

--

8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 費用対効果分析

--

10. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別表 2

① 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。

18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21 施行方法の選択が適切にされていること。
22 入札の方法に関する知識を有していること。
23 地元関係者との合意形成が図られていること。
24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

② 処理加工施設の人材育成を実施するにあたっての留意事項

事 項
1 本事業は研修に要する経費を支援するものであり、研修対象者（以下「研修生」という。）の人件費を直接支援するものではないこと。
2 本事業の研修期間は12ヶ月以内とする。
3 本事業の研修生は、新たに処理加工施設と雇用契約をした従業員又はこれから雇用契約をする従業員であり、主に処理加工・販売に関する業務に従事する者であること。
4 本事業の研修生が就業1年未満の場合は、交付対象期間は12ヶ月から既就業期間を除いた期間を上限とする。
5 本事業の対象となる処理加工施設は、施設稼働期間に研修指導ができる者（以下「研修指導者」という。）がいること。
6 本事業の対象となる処理加工施設は、本事業終了後も継続して処理加工を営む事業体であること。
7 本事業の対象となる処理加工施設は、研修生との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。
8 本事業の対象となる処理加工施設は、原則として、研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。
9 本事業の対象となる処理加工施設は、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。
10 本事業の対象となる処理加工施設は、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など法定帳簿を備えておくこと。
11 研修を実施する処理加工施設の責任者は、研修前に研修計画を本事業の事業実施主体に提出すること。



12	事業実施主体は、提出された研修計画が本留意事項に合致し、成果が得られるものとなっているか否か確認し、本留意事項に合致していない又は成果が十分に得られないと判断した場合は、事業実施主体から処理加工施設の責任者に対して、研修計画の修正を指示すること。
13	事業実施主体は、承認した研修計画について、都道府県知事（事業実施主体が広域都道府県域計画に基づき事業を実施する協議会又はコンソーシアムにあっては地方農政局等）に提出すること。
14	研修を実施する処理加工施設の責任者は、研修実績を定期的（概ね四半期毎）に、事業実施主体に提出すること。
15	事業実施主体は、提出された研修実績が研修計画に沿っているか定期的（概ね四半期毎）に確認し、沿っていない場合は当該施設に是正するよう指導すること。
16	従業員を派遣して本事業を実施する場合に当たっては、派遣元施設と派遣先施設間で研修内容、雇用条件等に係る契約を結び、事業実施主体とも共有すること。
17	事業実施主体は、研修後の雇用状況について、研修終了後、1年後及び2年後にそれぞれ把握し、実施要綱に定める「事業実施状況の報告」に含めて都道府県知事（事業実施主体が広域都道府県域計画に基づき事業を実施する協議会又はコンソーシアムにあっては地方農政局等）に報告すること。
18	本研修を実施する研修指導者に謝金を支払う場合は、研修指導者の研修日誌を作成し、事業実施主体に写しを提出すること。
19	研修指導者の謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を研修計画の提出の際に添付することとする。
20	事業実施主体は、事業申請時に、本留意事項に規定する遵守すべき項目を確認したチェックシートを都道府県知事（事業実施主体が広域都道府県域計画に基づき事業を実施する協議会又はコンソーシアムにあっては地方農政局等）に提出すること。
21	事業実施主体は、被害防止計画にジビエ利用に関する取組を記載すること。

別表3 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>事務用品</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> </ul>
有害捕獲	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、研修用機械器具の借料</li> <li>事務用品及び印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>研修教材費</li> <li>研修・講習受講費用及び旅費</li> </ul>
	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>薬品類、調査機材及びその借料</li> <li>調査に従事する者に対する保険代</li> <li>車両の借料及びその燃料代</li> </ul>
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>捕獲に必要な機材（銃を除く。）</li> <li>捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。）</li> <li>止めさし資材、埋設資材</li> <li>捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費</li> <li>捕獲に従事する者に対する保険代</li> <li>重機、車両の借料及びその燃料代</li> <li>商品開発資材</li> </ul>
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、研修用機械器具の借料</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>研修教材費</li> <li>技術研修・講習受講費用及び旅費</li> </ul>
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料</li> <li>モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。）</li> <li>追払い・追上げに従事する者に対する保険代</li> <li>車両の借料及びその燃料代</li> </ul>
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>技術実証資材</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> </ul>
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>調査機材及びその借料</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>車両の借料及びその燃料代</li> </ul>
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>請負施工費</li> <li>放牧家畜の借料</li> <li>緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代</li> <li>緩衝帯の整備に必要な資材</li> <li>測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代</li> </ul>
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>衛生管理認証取得に要する経費</li> <li>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費</li> <li>・ 役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費）</li> <li>・ 手数料、印紙代</li> <li>・ 成果発表に必要な経費</li> <li>・ 情報提供や普及啓発に必要な経費</li> </ul>
鳥獣被害対策実施隊体制強化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 研修教材費</li> <li>・ 研修資材費</li> <li>・ 事務用品</li> </ul>
捕獲サポート体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>・ 事務用品及び印紙代</li> <li>・ 書類の印刷費及び製本費</li> <li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>・ 研修教材費</li> <li>・ 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 作業に従事する者に対する保険代</li> <li>・ 重機・車両の借料及び燃料代</li> <li>・ 捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む）</li> </ul>
処理加工施設の人材育成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費</li> <li>・ 研修会への参加に要する経費</li> <li>・ 研修教材費</li> <li>・ 事務用品</li> </ul>
ICTの活用による情報管理の効率化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTシステムの導入費</li> <li>・ 事務用品</li> </ul>
放射性物質影響地域のジビエ利活用推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質検査費用</li> <li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>・ 消耗品（サンプリングに係るもの）</li> </ul>

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号（別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の地域提案（地域特認又は都道府県事業実施計画）、（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）、（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（事業の委託又は都道府県事業実施計画））の協議（鳥獣被害防止総合支援事業（都道府県計画）、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（都道府県計画）の提出（変更））について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の4（第1の3又は6）（別記2の第1の1（第1の2））（別記3の第1の4（第1の3又は6））の規定に基づき、関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
  - 2 地域提案、地域特認、事業の委託（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある場合には、当該事業の内容がわかる資料を添付すること。
  - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の2、別記3の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第5の3（別記3の第5の3）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第7号を添付する。  
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止総合支援事業）の添付する別添にあつては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の添付する別添にあつては、別記3の別記様式第1号とする。

別記様式第3号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の評価報告  
（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第8号を添付する。  
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記1の第6の2関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
又は  
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔 又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者 〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画  
(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)



(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止計画 (被害の軽減 目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。  
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。  
 3 各指標ごとの合計も記載すること。  
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積 赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。  
 2 収支率は、収入/支出×100とする  
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。  
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。  
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記1の第4の3、別記3の第4の3関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕  
又は  
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、  
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第9号（別記1の第4の1、別記3の第4の1関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地

団体名  
（協議会等名）  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の実施計画の（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業（及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）（別記3の第1の2）（別記3の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。  
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第10号（別記1の第6の1関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の1に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設を整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。